

令和6年6月1日より医療費の負担額が変わります

診療報酬改定(保険請求額や患者負担額の改定)は2年に1回行われます。
今回の改定より、生活習慣病である高血圧症、脂質異常症、糖尿病につきましては、今まで以上に効果的な疾病管理の取組が必要であり、厚生労働省より、治療計画書を用いて診療を行うよう通達がありました。上記疾病がある患者様におかれましては、医療費の負担額が一部変更になりますので、ご了承ください。

令和6年5月31日まで

特定疾患療養管理料 147点
※1点10円計算



令和6年6月1日より

生活習慣病指導管理料Ⅱ 333点
※1点10円計算

令和6年5月31日までの負担額より、

3割負担の患者様は約600円、

2割負担の患者様は約400円、

1割負担の患者様は約200円多く負担となります。

他の診療項目でも保険請求額の改定がありますので、行った診療行為や診療内容により負担金額が増減することがあります。

生活習慣病指導につきましては、初回計画書発行時に患者様からのサインが必要になっておりますので、ご協力をお願いいたします。